

用途地域による建築物の用途制限の概要(帯広市)

用途地域内の建築物の用途制限			第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第三種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考	
〔凡 例〕														(本市では、田園住居地域の指定なし。)	
○ …建てられる用途															
■ …建てられない用途															
①、②、③、④、▲ …面積、階数等の制限あり															
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
兼用住宅で、非住宅部分の面積が50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	非住宅部分の用途制限あり	
店舗等	店舗等の床面積が、150㎡以下のもの			①	②	③	○	○	○	○	○	○	④	①日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗で2階以下 ②①に加えて、物品販売店舗、飲食店、銀行の支店等のサービス業用店舗で2階以下 ③2階以下 ④物品販売店舗及び飲食店以外	
	店舗等の床面積が、150㎡を超え、500㎡以下のもの				②	③	○	○	○	○	○	○	④		
	店舗等の床面積が、500㎡を超え、1,500㎡以下のもの					③	○	○	○	○	○	○	④		
	店舗等の床面積が、1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの						○	○	○	○	○	○	④		
	店舗等の床面積が、3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの							○	○	○	○	○	④		
	店舗等の床面積が、10,000㎡を超えるのもの								○	○	○				
事務所等	事務所等の床面積が、150㎡以下のもの					▲	○	○	○	○	○	○	○	▲2階以下	
	事務所等の床面積が、150㎡を超え、500㎡以下のもの					▲	○	○	○	○	○	○	○		
	事務所等の床面積が、500㎡を超え、1,500㎡以下のもの					▲	○	○	○	○	○	○	○		
	事務所等の床面積が、1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの						○	○	○	○	○	○	○		
	事務所等の床面積が、3,000㎡を超えるのもの							○	○	○	○	○	○		
ホテル、旅館							▲	○	○	○	○		▲3,000㎡以下		
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッチング練習場等						▲	○	○	○	○	○		▲3,000㎡以下	
	カラオケボックス等							▲	▲	○	○	▲	▲	▲10,000㎡以下	
	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等							▲	▲	○	○	▲		▲10,000㎡以下	
	劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等							▲	○	○	○			▲客席200㎡未満	
	キャバレー等、個室付浴場等									○	▲			▲個室付浴場等以外	
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	大学、高等専門学校、専修学校等				○	○	○	○	○	○	○				
	図書館等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	神社、寺院、教会等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	病院				○	○	○	○	○	○	○				
	公衆浴場、診療所、保育所等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	老人ホーム、福祉ホーム等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	老人福祉センター、児童厚生施設等		▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲600㎡以下	
自動車教習所						▲	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下		
工場・倉庫等	単独自動車車庫（附属車庫を除く）				▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	▲300㎡以下かつ2階以下	
	建築物附属自動車車庫		①	①	②	②	③	③	○	○	○	○	○	①、②、③については、当該敷地内にある建築物（自動車車庫を除く）の延べ面積以下かつ下記の条件を満たすもの ①600㎡以下かつ1階以下 ②3,000㎡以下かつ2階以下 ③2階以下 ほかに一団地の敷地について制限あり	
	一般用倉庫					①	②	○	○	○	○	○	○	①2階以下かつ1,500㎡以下 ②3,000㎡以下	
	倉庫業倉庫							○	○	○	○	○	○		
	畜舎（15㎡を超えるもの）						▲	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下	
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子店、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下			▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	▲2階以下かつ原動機の出力が0.75kw以下	
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場						①	①	①	②	②	○	○	①作業場の床面積が、50㎡以下 ②作業場の床面積が、150㎡以下 ほかに原動機・作業内容の制限あり	
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場									②	②	○	○		
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場											○	○		
	危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場												○		
	自動車修理工場							①	①	②	③	③	○	○	①作業場の床面積が、50㎡以下 ②作業場の床面積が、150㎡以下 ③作業場の床面積が、300㎡以下 ほかに原動機の出力制限あり
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量 （危険物の量については、建築基準法による）	量が非常に少ない施設					①	②	○	○	○	○	○	○	①1,500㎡以下かつ2階以下 ②3,000㎡以下
		量が少ない施設									○	○	○	○	
量がやや多い施設											○	○			
量が多い施設												○			
市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等			都市計画区域内においては、都市計画決定が必要												

注）本表は、建築基準法 別表第2の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。このほかに、都市計画法により、建築物の用途が制限される場合があります。



用途地域 のお問合せは、
 帯広市 都市環境部 都市建築室 **都市政策課**
 ☎ 0155-65-4175

建築物の用途制限 のお問合せは、
 帯広市 都市環境部 都市建築室 **建築開発課**
 ☎ 0155-65-4181

